

2023年11月8日

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する
検討会（第3回）への意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
認定 NPO 法人びーのびーの
理事長 奥山千鶴子

1. 制度の意義・目的について

こども誰でも通園制度と一時預かり事業の関係性において、一時預かり事業がいわゆる「上乘せ・横出し」に対応可能な事業として整理するという事なら、就労していない在宅子育て支援に関する子どもの保育・預かりの目的については、「保護者の立場からの必要性」及び「全ての子どもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」といった両方の目的にそろえていく必要があると考えます。

親のためなのかこどものためなのかといった2元論ではなく、親の支援、こどもの育ちどちらにとっても必要であるといった認識が必要だと思えます。資料においても、こども誰でも通園制度の趣旨は、いわば、ポピュレーションアプローチでありながら、ハイリスクアプローチも含まれるといった家庭支援がしっかり位置づけられている点からも、家族を包括的に支援するという考え方に基づくことが適切だと思えます。

2. 保護者にとっての意義

負担感の軽減が示されていますが、加えてこどもと離れ自分のための時間を過ごすことで、自分の状況を客観的に捉え、子育てにゆとりを持つことが可能となる面が大きいと感じています。迎えに来た親たちは、これまで以上にこどもが愛おしく感じられるということをお話する場面を多く見えています。

3. 対象者について

こども誰でも通園制度の対象者は、就労要件を問わず専業主婦家庭等を含めた保育所等に通っていないこどもとなっていますが、0歳児の場合は育休取得中の家庭も多く、また多様な働き方の家庭があるなか、「専業主婦家庭」という表現よりは、「在宅子育て家庭」の方が適切ではないかと考えます。

また6か月未満の保育所等に通っていない家庭への支援について、伴走型相談支援が挙げられていますが、相談だけではなく具体的な支援サービスにつながる事が重要です。産後ケア事業、産後サポート事業、家事育児支援等の充実とセットで考えなくてはならないと思えます。また、こども誰でも通園制度の対象者が6か月以上となった場合、6か月未満の

お子さんの一時預かり事業について取り組んでいる自治体、事業者への補助、人員配置等が手厚いものになるよう希望します。

4. 保育者にとっての制度の意義

保育者のやりがいや緊張感に留意した検証が挙げられていますが、保育者の「こどもの泣きに対する対応」についても検証いただければと思います。こどもが泣いたときに声かけをして抱っこなどをしてあやす等のケアをする一方で、親の置かれた現状への理解、親子の関係性の理解等総合的に認識して、子どもに向き合える状況を確保するための保育者の心理状況の分析等が必要だと感じます。

例えば、講座保育を長年担当している保育者は、はじめての預かりで子どもが泣くことを前提に、保護者の学びの時間の必要性に対して深い理解と共感をもち、子どもが短い時間でも豊かに過ごせるよう力を尽くして活動している方々が全国にいます。地域子育て支援拠点においても、講座保育を担当する保育者グループの養成をしているところが多数あります。同様に、一時預かり事業の実施にあたり、利用者に寄り添った活動を実施している保育者の思いや、こどもへの対応のスキル等について、試行的実施の中で検証いただければと思います。

5. 多機能化の視点について

保育所等だけでなく、地域子育て支援拠点、障害児支援事業等も同様に多機能化を進めているかと思えます。こどもだけではなく、家族の包括的支援はどの分野も必要とされ、それぞれが多機能化や連携を深めていく必要があると考えます。また家庭の包括的支援については地域子育て相談機関、利用者支援事業基本型との連携や活用をお願いします。

6. 施設・事業類型ごとの事業実施イメージについて

地域子育て支援拠点事業については、保護者が利用しやすい自由利用がなじみやすいのではないかとの記載がありますが、地域子育て支援拠点事業においても専用室にて実施している事業者が多数あることから定期利用についても実施することが可能であり、自由利用に限定せずに実施イメージを提供していただきたいと考えます。

7. 個人情報の取扱いについて

こどもの情報把握のためのものは事業所間の共有が必要であると考えますが、日々の記録については、個々の事業所が把握するので良いと考えます。日々の記録の他機関への共有の許可を保護者に求めることが、制度の利用を躊躇させることにならないよう配慮が必要だと考えます。